

## 情報化推進の取り組みについて

R4.9 総務部総務課

## 1 東御市情報化推進計画

本計画は、国が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」等を踏まえ、令和4年3月に策定しました。令和4年度から7年度までの4年間を計画期間として、3つの基本方針「市民の利便性向上」、「行政事務等の効率化」、「管理体制の確立と人材育成」と、14の取組事項を掲げ、課題解決や新たな価値の創出に向けたデジタル技術の活用を効果的・効率的に進めるものです。

本計画の実施にあたっては、利用者の視点のほか、業務効率化の視点を踏まえた業務の見直しを行うとともに、市民サービスの向上が継続して図られ、多様な世代が利便性を実感できる環境の整備を図ります。

## 2 令和4年度の主な取り組み

## (1) 行政手続のオンライン化

総務省の「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」に基づき、子育て関係・介護関係の26手続きや転出・転入手続（転出届・転入予約）をオンライン化し、国が運営する電子申請サービス「ぴったりサービス」を活用して、利用者がスマートフォンやマイナンバーカードがあれば来庁しなくても手続きできる環境を整備します。

## (2) 庁内会議のペーパーレス化

毎週開催している庁議を皮切りに、紙使用が多い他の庁内会議も順次ペーパーレス化して、紙使用の削減に取り組めます。

## (3) オンライン会議の環境整備

市役所及び現地施設で支障なくオンライン会議が開催できるよう庁内ネットワークを整備するとともに、市役所に専用モニターを設置します。

## (4) デジタルデバイド（情報格差）の解消

高齢者などデジタル活用に不安を持つ方を対象に、市内の携帯電話販売代理店（auショップ）及び電気通信事業者（KDDI）と連携し、無料のスマホ教室を中央公民館で毎月開催して、利用者の情報格差の解消を図ります。

## 3 今後の主な取り組み予定

## (1) 先端デジタル技術（RPA等）の試験導入

先進自治体の事例等を参考に、BPR（業務プロセスの見直し）を踏まえながら、RPA（データの入力作業や集計作業等の定型作業を代行して自動化させるソフトウェア）を試験的に導入し、作業工数の削減による業務効率化を図ります。

## (2) 自治体情報システムの標準化・共通化

自治体ごとに異なる住民記録、税、福祉等の情報システムを、国の標準仕様書に準拠するシステムに移行し、共通のクラウド環境で運用します。この標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築します。本システムは令和7年度までに移行します。